平成２５年（へ）第７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2878番地
申立人　株式会社コスモ綜合印刷
代表者代表取締役　末若　憲司
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月30日
平成25年７月31日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＤＡ01897
金額　865,812円
支払人　福博綜合印刷株式会社
支払期日　平成25年６月２日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行福岡支店
振出日　平成25年２月25日
振出地　福岡市
振出人　申立人
引受人　福博綜合印刷株式会社　取締役社長　水内　醇一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
熊本県上益城郡益城町大字安永862番地７
申立人　株式会社三和
代表者代表取締役　屈岡　　亨
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月31日
平成25年８月２日　熊本簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＤ67853
金額　440,000円
支払期日　平成25年４月15日
支払地　熊本県熊本市
支払場所　株式会社熊本ファミリー銀行本店営業部
振出日　平成24年12月17日
振出地　熊本県熊本市
振出人　光進建設株式会社　代表取締役　井上　弘太郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第２号
熊本市東区花立４丁目５番19号
申立人　株式会社羽田
代表者代表取締役　篙　　正毅
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月31日
平成25年８月２日　熊本簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ44676
金額　498,750円
支払期日　平成25年８月５日
支払地　熊本県熊本市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行熊本支店
振出日　平成25年３月21日
振出地　熊本県熊本市
振出人　株式会社ヤマックス　代表取締役　茂森　　潔
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１８号
山梨県甲州市塩山熊野1372―Ｂ、住民票上の住所山梨県甲州市塩山赤尾688番地
債務者　長瀬　寛法
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八巻　力也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
愛知県碧南市三宅町４―44　挟間猛方、住民票上の住所愛知県豊橋市寺沢町字睦美23番地１
債務者　広田工務店こと　廣田　光位
１　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市豊栄町字東438番地２　102、従前の住所愛知県豊橋市寺沢町字睦美23番地の１
債務者　廣田　宗弘
１　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２４８３号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番11―303号
債務者　梅村　隆広
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　大樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１４号
大阪市生野区巽東３丁目６番18―301号
債務者　工藤　純正
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮岡　恒子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５号
大分市政所２丁目11番11号　インテリジェントコーポ№５―302
債務者　米田　　亮
１　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本すみれ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７０号
札幌市東区北25条東13丁目１番15号　ＴＧレジデンス406号
債務者　坂野　裕一
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７１号
福島県白河市高山12番地１　プロムネイド長井Ｂ203号室、従前の住所名古屋市中川区一色新町２丁目2006番地　ウエストサイドガーデンＥ棟Ｃ号
債務者　畑田　尚美（旧姓鳥畑）
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　幸英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２号
青森県八戸市南郷区大字市野沢字家口山４番地３
債務者　寺澤　克之
１　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係